第三条　森林管理局長は、平成二十八年十二月三十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、この法律の公布の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　森林管理局長は、平成二十九年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七条の二の規定にかかわらず、新森林法第七条の二の規定の例によるものとする。

3　前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

第四条　市町村は、平成二十九年三月三十一日までに、新森林法第十条の五の規定の例により、この法律の公布の際現に旧森林法第十条の五の規定によりたてられている市町村森林整備計画（平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成二十九年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　市町村は、平成二十九年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧森林法第十条の五の規定にかかわらず、新森林法第十条の五の規定の例によるものとする。

3　前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

第五条　新森林法第十条の八第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況についての報告について適用する。

第六条　施行日前にされた旧森林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき森林法第十二条第三項において読み替えて準用する旧森林法第十一条第五項の認定があったときは、その変更後のもの）は、新森林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画とみなす。

第七条　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新森林法第百九十一条の四第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第百九十一条の五第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第三条の規定による改正後の森林組合法（以下「新森林組合法」という。）第十条第三項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る森林組合法第十条第一項の信託規程の変更、新森林組合法第十九条第三項（新森林組合法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項に係る森林組合法第十九条第一項（第三条の規定による改正前の森林組合法（以下「旧森林組合法」という。）第百九条第一項において準用する場合を含む。）の共済規程の変更又は新森林組合法第二十四条第三項（新森林組合法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項に係る森林組合法第二十四条第一項（旧森林組合法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の林地処分事業実施規程の変更（次項において「信託規程等の変更」という。）について施行日前にされた旧森林組合法第十条第三項又は第十九条第三項若しくは第二十四条第三項（これらの規定を旧森林組合法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の承認の申請（次項において「承認申請」という。）であって、施行日において承認又は不承認の処分がされていないものは、施行日にそれぞれ新森林組合法第十条第四項又は第十九条第四項若しくは第二十四条第四項（これらの規定を新森林組合法第百九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりされた届出とみなす。

2　施行日前にされた信託規程等の変更（承認申請がされたものを除く。）は、新森林組合法第十条第四項又は第十九条第四項若しくは第二十四条第四項の規定の適用については、施行日にされたものとみなす。

第九条　この法律の施行の際現に旧森林組合法第二十五条の二第一項の規定により定められている共同施業規程においては、施行日から平成三十年三月三十一日までの間（当該期間内に当該共同施業規程が変更された場合には、変更されるまでの間）は、新森林組合法第二十五条の二第二項第三号の規定にかかわらず、同号に掲げる事項を定めないことができる。

第十条　この法律の施行の際現に旧森林組合法第二十六条第一項の事業（以下この条において「森林経営事業」という。）を行っている森林組合法第九条第三項に規定する出資組合（次項において「出資組合」という。）は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間（当該出資組合が当該期間内に新森林組合法第二十六条の三第一項の承認の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について承認又は不承認の処分があるまでの間）は、新森林組合法第二十六条の三第一項の承認を受けないで、引き続き森林経営事業を行うことができる。

2　前項の規定により新森林組合法第二十六条の三第一項の承認を受けないで引き続き森林経営事業を行う出資組合（前項に規定する期間内に当該承認の申請をしたものを除く。）は、平成三十年三月三十一日までに、当該承認の申請をしなければならない。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前にされた第四条の規定による改正前の木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下この条及び次条において「旧木材安定供給特措法」という。）第四条第一項の認定に係る事業計画（その変更につき旧木材安定供給特措法第五条第一項の認定があったときは、その変更後のもの）は、第四条の規定による改正後の木材の安定供給の確保に関する特別措置法（次条において「新木材安定供給特措法」という。）第四条第一項の認定に係る事業計画とみなす。

第十二条　新木材安定供給特措法第七条の規定は、施行日以後に新木材安定供給特措法第四条第一項の認定を受けた者について適用し、施行日前に旧木材安定供給特措法第四条第一項の認定を受けた者については、なお従前の例による。

（国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（以下この条において「森林総合研究所法」という。）第十五条第一項（森林総合研究所法附則第八条第二項、第九条第二項及び第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所が発行した次の各号に掲げる業務に係る森林総合研究所債券は、第五条の規定による改正後の国立研究開発法人森林研究・整備機構法（以下この条において「森林機構法」という。）第十八条第一項（森林機構法附則第八条第二項及び第十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が発行した当該各号に定める業務に係る森林研究・整備機構債券とみなす。

一　森林総合研究所法第十一条第二項に規定する業務　森林機構法第十三条第二項に規定する業務

二　森林総合研究所法附則第八条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の規定により国立研究開発法人森林総合研究所が行う業務　森林機構法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務又は森林機構法附則第八条第一項若しくは第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う業務

（罰則に関する経過措置）

第十四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。